

「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等について」に対する意見提出

## 1. 意見要旨

需要管理を含むエネルギー政策の全体論（原発の在り方を含む）をまず議論すべき。事故調の指摘事項・検討課題等への対応が必要。

## 2. 意見／理由

- (1) 新規制基準の議論が原発再稼働を前提としたものになっていますが、本来再稼働は慎重に考えるべき問題と考えます。原発の在り方を含めた今後のエネルギー政策について時間軸を伴ったグランドデザインが現時点においてできてはいません。エネルギー政策全体の議論を行うことがまず必要です。安全方策等によって原発稼働におけるリスクを一定程度低減したとしても依然として許容できないリスクが残るのであれば、将来的に原発依存度をゼロにするために可能なシナリオの選択肢及び工程表、具体的な未来像といった骨太なエネルギー政策を示したうえで最終的にどのような政策を選択するか上記で指摘した全体の議論の中で、国民に判断を求めることが必要と考えています。その際、エネルギー需要を所与のものとして単純に推移するととらえるのではなく、需要管理を行っていくという視点も十分に加味して需要予測を行うことを前提として、エネルギー政策の議論を進めていくべきです。
- (2) 今回示された基準については、様々な関係者から多くの疑問が指摘されています。性能基準と対策の例示が示される一方、数値的な技術基準や地震等を試算する前提の各種数値要素などは示されていません。また、バックアップ対策としての特定安全施設等の設置は5年間の猶予が設けられています。この状況では、安全性の確保が本当にできるのかどうかについて説明不足です。国民に十分な判断材料を提供すべきと考えます。
- (3) また、前回の骨子案でのパブコメでも指摘したことですが、国会事故調査委員会、政府事故調査委員会、民間事故調査委員会等が示した福島原発事故の検証結果や指摘事項に対して、今回の新規制基準は具体的にどのように対応できておりあるいは対応ができていないのかについて十分な回答にはなっていないと思います。一方、本年5月1日からは、事故調の検討課題を検討するための事故分析検討会が設置されています。7月から適用される新規制基準案の当該指摘事項への対応・非対応の状況を公表するとともに、当該指摘事項への対応がすべて盛り込まれていないのであればそれをまずすべきです。

以 上